

# フェミニズムから読み解く正義論

## —戦争の正義に関する考察—

東北大学大学院法学研究科 助教 鈴木 美南

1. はじめに
2. フェミニズムの歴史
  - 2-1. 女性の参政権をめぐる社会運動としてのフェミニズム—第一次フェミニズム
  - 2-2. ウーマン・リブに始まる社会運動—第二次フェミニズム
  - 2-3. 現代フェミニズム
3. 戦争の法哲学—フェミニズムから読み解く [正義論](#)
4. おわりに

### 1. はじめに

グローバル社会が進む今日の国際社会では、理不尽な戦争に巻き込まれたり、貧困に苦しんだりする市民がいる一方で、戦争とは無縁の豊かな生活を送ることができる市民がいる。グローバルな正義 (Global Justice) は、こうした世界市民が平和と安定の社会で生活することを目的とした理論的解決策の一つであり、近年、グローバルな正義という語は、さまざまな場面で用いられている (Miller=富沢・伊藤・長谷川・施・竹島訳 2011; 瀧澤・宇佐美・大屋 2014, 157-168 頁; Rawls=川本・福岡・神島 2010)。こうしたグローバルの正義は、ジョン・ロールズ (John Rawls) の「正義論」(A Theory of Justice)に限らず、プラトンやアリストテレス以降、配分的正義や匡正の正義と呼ばれる正義をはじめ、ロールズの正義論である公正としての正義 (Justice and Fairness) など今日までに様々な正義 (正しさ)

に関する理論が展開されている。このグローバルな正義は、戦争など武力を用いた行為に関する正しさに関する議論は、キケロやアリストテレスは「善き市民とは何か」を説くなかで、「秩序を守らない市民」に対して言及したことから派生して伝統的に議論されてきた<sup>1</sup>。

このグローバルな正義は、今日の国際社会において、どのように受け入れられているのだろうか。たとえば、現代の正義論として確立した地位を獲得しているロールズの正義論は、原初状態、つまり、「社会の基本構造を規制する、協働の公正な条件を特定するために選ばれた、自由で平等、道理をわきまえるとともに合理的でもある市民たち」にとっての「公正で道理に適った条件」であり、無知のヴェールを含んだものと解している (Rawls=中山 2009, 39 頁) が、公的領域の部分が大きく、政治の枠組みでない部分 (家庭な

<sup>1</sup> 拙稿 (2019) 「A Consideration of Japan's Participation in International Military Operations: Elaborating the Normative Principles of Just War Theory」第2章参照

ど私的な部分)を軽視したものであるという批判が存在する。こうしたロールズなどに対する批判として、フェミニズムと呼ばれる思想が誕生したと説明する一方で、フェミニズムは、このロールズなどの批判に対する解決策を提示しようと試みている(有賀 2011, 2-5 頁ほか、Kellison 2018)。そこで、本稿は、フェミニズムの背景から思想について考察した上で、フェミニズムが正戦論についてどのような役割を担うことができるのかについて検討する。これにより、グローバルな正義のなかで課題となっている世界市民の人権侵害について、公的領域のみならず私的領域からも着手し、より多くの人権侵害で苦しまないような理論の構築、またその理論の実践的利用に寄与できるのではないだろうか。

## 2. フェミニズムの系譜

前述したように、フェミニズムは、大きく3つに分けて説明できると言われている。まず、19世紀後半から20世紀初めに欧米を中心に活動した公的領域をめぐる女性解放運動、次に1970年前後のウーマン・リブ(women's liberation movement)に始まる私的領域をめぐる女性解放運動、さらに現代における強制されないことへの自由などから始まる女性解放運動である。本章では、フェミニズム運動の歴史を振り返り、現代に至るまでの経過を辿る。

フェミニズムの起源は、イギリスにある。イギリスでは、17世紀後半以降、トマス・ホブズ(Thomas Hobbs)や

ジョン・ロック(John Locke)らが展開した啓蒙思想が主流となるなか、メアリー・ウルストンクラフト(Mary Wollstonecraft)は、「人間の権利の擁護」<sup>2</sup>(“A Vindication of the Rights of Man, in A Letter to the Right Honourable Edmund Burke; occasion by His Reflections on the Revolution in France, 1790)にて、男女差別の現状について記した論文を発表した。ウルストンクラフトは、たとえば、従順な女性が賢い男性と結婚・出産し、夫の意見に従うことに隷属感を抱くことなく生活していたところ、夫に先立たれた場合を想定し、相続において男女に違いがあることを指摘した(Wollstonecraft=白井訳 2009, 95-96 頁)。ウルストンクラフトが、相続による所有権(property)移転に焦点を当て、男性と女性の違いについて述べた理由として、エドモンド・バーク(Edmund Burke)が自然権と相反する「最も聖なる権利と特権」は相続権だとした(Burke=半澤孝麿訳 2020, 41-45 頁)をあげる。

当時のイギリスには、相続による所有権移転について、男女でどのような違いがあったのだろうか。当時のイギリス民法(市民法)によると、婚姻=妻は「財産上の諸権利を夫に譲り渡すこと」(三田地 1966, 56 頁; Dicey 1962, pp.371-372)であった。こうした構図ができた背景として、コモン・ローが夫と妻は法律上一人であると認識していたことにあると言われ(浅見 1962, 128 頁)<sup>3</sup>、婚姻後の財産だけでなく婚姻時に妻が所有していた財産も夫のものと

<sup>2</sup> 清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳「メアリー・ウルストンクラフト 人間の権利の擁護／娘達への教育について」京都大学学術出版会、2020年

<sup>3</sup> ブラックストーンの「英法積義」では「婚姻によって、夫と妻は法律上一人となる。すなわち、夫人の存在または法律上の存在そのものは、婚姻中、停止されるか、または少なくとも夫のそれ

なるという考えに至ったと解されている (Dicey1962, pp. 371-372)。こ子という財産は、動産 (personal property) と不動産 (real property) に区分され、そのうち動産は有体物産 (corporeal chattels) と無体物産 (choses in action) と分類されていた (図 I 参照)。このうち、有体物産については、婚姻中に取得したものか否かに関わらず全て夫のものとなったが、無体物産と不動産については婚姻中に限り夫のものとなり、夫は婚姻期間中であれば妻がもっていた金銭債権を取り立てたり、不動産を自由に処分したりすることができるほか、それによって得られた収益は全て夫のものとなった<sup>4</sup>。また、自由保有財産が両者に帰属するものとして存在するが、無体物産や不動産と同様、婚姻中は夫の管理下にあった (浅見 1962, 130 頁)<sup>5</sup>。このように夫=妻の保護者というコモン・ローの考えから、婚姻中の財産管理者=夫という構図が導き出され、それに倣っていたが、財産管理者が移転せざるを得ない場合、つまり、どちらかが先に死亡した場合、財産移転はどのように行っていたのだら

うか。コモン・ローによると、有体物産については、夫が先に死亡した場合でも夫の人格代表者に帰属するため、妻に帰属することがないとされている一方で、妻の調達品 (paraphernalia) と呼ばれる「夫によって妻に与えられた衣服ならびに装身具、またはそのような目的のために夫が与えた金銭から買われたそのようなもの」については、例外的に妻に帰属するとしていた<sup>6</sup>。啓蒙主義の流れの中で、イギリス国民は、こうしたコモン・ローをもとにした相続への異議を唱えて、エクイティ裁判所 (Equity) での解決を求めるようになっていった。当時、異議を唱えた者は、もちろん「女性」ないし「妻」からではなく、主に「女性」ないし「妻」の父からである<sup>7</sup>。これにより、「特有ユースのために」与えられるエクイティ上の「特有財産」という新たな財産項目が現れ、娘のために父が遺贈した不動産または動産が、結婚後も彼女の「特有ユース」のために保有でき、かつ、もし彼女が結婚し、彼女の夫が先に死亡したとしても、この父から譲り受けた財産は彼女に帰属すべきであると定めることに成功した (図 II 参照)。

---

に合体され、統合される。夫の翼、保護、そして庇護のもとに、彼女はあらゆることを行なう。そこでわれわれの法律フランス語では、*feme-covert*, *foemina viro co-operta*とよばれ、*convert-baron*すなわち、彼女の *baron* または領主 (load) である彼女の夫の保護と勢力のもとにあると言われる。そして婚姻中の妻の状態は、その *coverture* と呼ばれる」と説明している。

<sup>4</sup> 鶴川馨「イギリス十八世紀の地主家族における女性と財産」112 頁

<sup>5</sup> *Robertson v. Norris* 事件 (1848 年) を通じて、裁判所は、妻に帰属している不動産について、夫は妻が生存している間、自由保有権を取得し、単独で捺印証書によって譲渡することができるかと判断した。

<sup>6</sup> ただし、婚姻期間中は、夫が売却したり、譲渡したりすることができる。

<sup>7</sup> *Newlands v. Painter* 事件 (1839 年) 参照。

図 I：イギリスの財産分類表（エクイティ裁判所前）

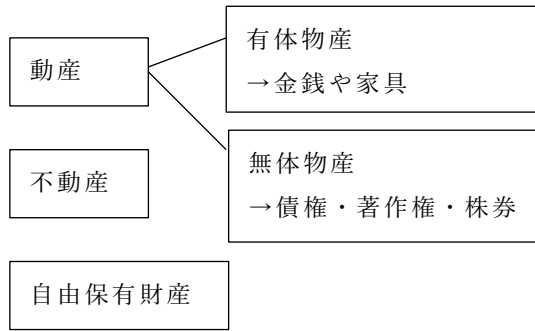


図 II：コモン・ローをもとにした相続

	夫が先に死亡した場合	妻が先に死亡した場合
有体財産	夫の人格代表者	夫
（妻の調度品）	妻	夫
無体財産	夫に回復→夫 夫に回復しない→妻 <sup>8</sup>	夫
不動産	妻 <sup>9</sup>	婚姻中に処分→夫 処分してない→妻
自由保有財産		子あり→夫 子なし→相続人

こうして、イギリスでは、既婚婦人財産法（1870年）などが成立するに至り<sup>10</sup>、女性の経済的自由が認められていくようになっていったと言われている。これにより、ウルストンクラフトが違和感を抱いていた、女性（妻）は男性（夫）の「所有」という考え方（妻は夫に従属するという考え方）から脱却することができたと推察される。

ウルストンクラフトをはじめとした女

性（妻）やその父といったイギリス国民が女性（妻）の相続による所有権移転に関する着想を支持する傾向に至った理由として、ジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）の「女性の解放」（The Subjection of Women, 1869）やフリードリヒ・エンゲルス（Friedrich Engels）の「家族・国家・私有財産の起源」（Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, 1884）<sup>11</sup>といった思想的背景が挙

<sup>8</sup> Wildman v. Wildman 事件（1803年）によると、無体財産は権利（right）であり、金銭ではないため、夫が婚姻中に回復していないものについては妻のものとして留まるべきだと結論づけた。

<sup>9</sup> 無体財産同様、不動産の「権利」であるため、金銭でない以上、妻がその権利を譲渡するとなると結論づけた（Rogers v. Acaster, 1851年）。

<sup>10</sup> 本稿は、フェミニズムの流れの中でイギリスの相続について触れたのであるため、イギリスの既婚婦人財産法についてはこれ以上詳述しない。

<sup>11</sup> エンゲルスは、マルクス主義の観点から第一次フェミニズムへ寄与したと言われているが、本稿では主にフランス人権宣言と現実（女性が自由や平等を享受できていないこと）の乖離に焦点

げられる。ミルは「女性の解放」について、「…わたくしがいやしくも社会的または経済的な事柄について意見を持ち始めた最も初期の頃から心に抱き続け、人生についての反省や体験が深まることによって、弱められたり、修正されたりする代わりに、絶えずより強まってきている一つの考えの根拠を、できるだけ明快に説くことなのである。すなわち、両性間の現在の社会関係を規制している原理——一方の性が他方に対して法律的に従属するという——は、それ自体に置いて誤りであり、また、現在、人間の進歩発展に対する主たる障害物の一つとなっているものである。そして、この原理は、一方のそばに何らかの権力ないし特権をも認めず、また他方の側に何らかの無能をも認めないところの、完全な平等の原理によって置き換えられるべきである」(Mill 1869, p.219) と述べた。ミルが「女性の社会的かつ経済的束縛」があるという発想に至った経緯は、テーラー夫人と出会ったことで、女性の本来の能力が発揮できていないこと、婚姻することによる弊害を知ったとされている(朱牟田 1960, 212-213 頁) が、詳細については不明である。

このように、イギリスでは、相続による所有権 (property) 移転に焦点を当て、女性の経済的自由の側面から、「女性の解放」という議論に至ったとされるが、社会的束縛からの解放については程遠かったようである。これについては、「女性の解放」について説いたミルが女性の社会的束縛

についても触れたが、「女性が結婚する場合には、…家政と育児とを自己の第一の任務として選んだものと解するのが当然である」(Mill 1869, 110 頁) と述べたことから、家事＝女性の役割といった固定観念は残っていると推察できる。

## 2-1. 女性の参政権をめぐる社会運動としてのフェミニズム—第一次フェミニズム

イギリスでは、相続による所有権移転から女性の経済的自由を獲得した一方で、女性の「役割」という固定観念からの「解放」には至らなかった。その頃、アメリカでは奴隷制度廃止運動の最中であり<sup>12</sup>、同時に女性の教育を受ける権利や政治に意見を述べる権利の付与を訴える社会運動が始まった。その帰結として、アメリカは女性の選挙権が初めて認められた<sup>13</sup>。本節では、アメリカで女性が参政権を獲得するに至った思想的背景について考察する。

アメリカにおける女性参政権をめぐる動きは、「アメリカ反奴隷制度協会」の創設者でもあるウィリアム・ロイド・ガリソン (William Lloyd Garrison) らの支援を受け、奴隷制度廃止運動家として活動した小説家のリディア・マリア・チャイルド (Lydia Maria Child) が、1834年に同制度廃止を訴える書籍「アフリカ人と呼ばれるあのアメリカ人の階級のための抗議」(An Appeal in Favor of That Class of Americans Called Africans)

を当てた議論を紹介する。

<sup>12</sup> イギリスでは、17世紀から18世紀ごろに奴隷制度廃止運動が起こり、1833年奴隷制度廃止法 (Slavery Abolition Act) が成立することにより、イギリスの植民地における奴隷制度を違法とした。そのイギリスの影響を受け、アメリカでは奴隷制度廃止運動が始まる場所であった。

<sup>13</sup> 国単位で、女性の政治参加に関する歴史を遡ると、ニュージーランド (1893年)、オーストラリア (1902年)、フィンランド (1906年)、ノルウェー (1913年)、デンマーク・アイスランド (1915年) と、アメリカより早くに導入した国は存在するものの、アメリカ・ワイオミング州が最初に女性の選挙権を導入した場所 (1869年) であった。

をアメリカで初めて出版したことが始まりだと言われている。この書籍は、アメリカ東部の知識層に影響を与え、エラニー・チャニング牧師 (William Ellery Channing) やチャールズ・サムナー上院議員 (Charles Sumner) などを奴隷廃止運動に引き込んだが、奴隷貿易に携わっている北部の国会議員や企業家からは激しく批難された (上野 2011, 61-62 頁)。チャイルドに影響を受けた女性は多く、サウス・カロライナ出身のグリムケ姉妹 (Grimke) と呼ばれる姉妹もその一部であった。妹・アンジェリカ (Angelica) は、1837 年 5 月にニューヨーク州で開催されたセネカ・フォールズ会議 (Seneca Falls Convention) で、「名ばかりの自由諸州に苦しむ婦人たちへの訴え」(An Appeal to the Women of the Nominally Free Status) を発表し、黒人奴隷と同様に、女性も教育を受ける権利や、政治に意見を述べる権利が剥奪されていると訴え、女性も奴隷制度に強い関心を持つべきであると演説したことにある<sup>14</sup>。その後も、定期的に、奴隷と同じく、女性も白人男性と同じ「権利」を享受できるよう目指す社会運動が続いた<sup>15</sup>。

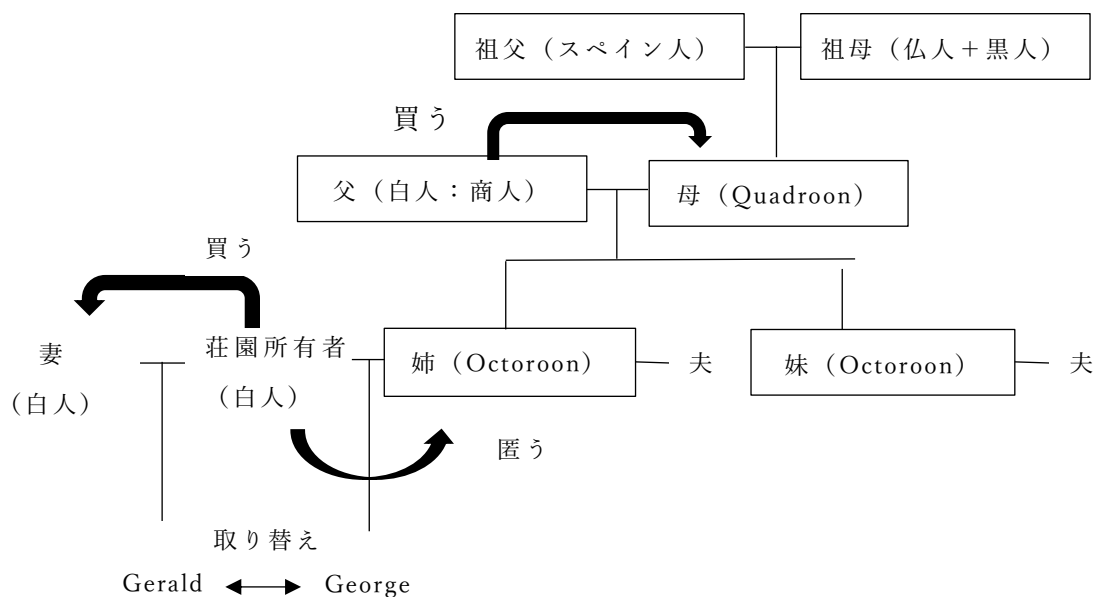
こうした奴隷制度廃止運動の流れを受け、1862 年 9 月にリンカーン大統領 (Abraham Lincoln: 1861-1865) が奴隷解放宣言 (Emancipation Proclamation) を発出し、奴隷を「解放」するなど、

イギリスに倣う形となったと同時に、アメリカではかねてより「黒人」と同じように「女性」も教育を受ける権利や政治に意見を述べる権利を求める運動は続けられた。奴隷制度廃止にもなつて、黒人と白人の結婚が増えるのではないかと考えたチャイルドは、同年に異種人結婚により、たとえ肌の色が異なる子どもが産まれたとしても差別しないように注意喚起する評説を出版した (Child 1862, p.263)。その後、評説よりも小説の方が受け入れやすいと感じたチャイルドは、1867 年に「共和国のロマンス」(A Romance of Republic) という、異人種間結婚 (miscegenation) の主題を取り上げた書籍を出版した (図 III 参照)。

<sup>14</sup> 「すべての市民は、この国の政治的事柄に強い関心を持つべきである (中略) あらゆる知的な女性は、この重要な問題 (奴隷制) に無知であってはならないし、あらゆる女性キリスト教徒は、女性に課せられた義務、つまり、奴隷性 (原文) 問題を自ら検討する義務から逃れることはできない。(中略) (女性が) 奴隷制問題のために行動する義務を否定されることは、行動する権利を否定されることである。もし私たち女性が行動する権利を持っていないならば、私たちは『北部の白人奴隷』と名付けられるだろう。なぜなら、鎖に繋がれている私たちの同胞と同じように、私たちは絶望と沈黙の中で口を封じなければならないのだから。(中略) 女性は、黒人のみじめな状態に特別な共鳴を感じるべきである。なぜなら、黒人と同じように、女性は知的に劣っていると非難され、教育を受ける権利も否定されているからである。」(谷中寿子、1983 年、60 頁)

<sup>15</sup> セネカ・フォールズ会議は

図 III: 「共和国のロマンス」登場人物相関図 (上野和子 2011, 71 頁)



「共和国のロマンス」は、**octoroon** と呼ばれる 1/8 白人の姉妹<sup>16</sup>が主人公の作品である。姉妹の祖父はスペイン人であることは、スペインが奴隷制度を導入したことで、フランスやアメリカで奴隷制度が始まったことを表している。スペイン人の祖父とフランス領の黒人である祖母の間に生まれた母は、白人でボストン商人の父から買われる (人身売買) ということから時代背景を表した作品である。そんな父母から生まれた姉妹は、負債を抱えた父の死後、肌の色は白かったが、**octoroon** だったため、奴隷と遜色なく扱われる、つまり、売買の対象となったが、父の莊園所有者である白人に匿ってもらい、姉はその子ども (**Gerald**) を産むも、本妻との子 (**George**) と取り替える。ちなみに、父の莊園所有者の本妻もまた買われた側であると同時に、姉の存在は

知らないままであった。こうした父・夫が妻・女性を買い、父・夫だけが知っているという状況は、当時のアメリカ社会—父権社会を象徴していたといえる。物語は進み、**George** と **Gerald** が取り違えられていたことを知った莊園所有者の義父 (妻の父) は、自分の孫だと思っていた **Gerald** の体に黒人の血が流れていることを知り、**Gerald** を遺産相続から外す準備をすると同時に、自分の本当の孫 (**George**) が **octoroon** と一緒にいることについて怒り狂うといった当時の保守派の考えを表現した一方で、莊園所有者の妻は **Gerald** を血筋関係なしに自分の子どもとして育てることを決めた。このほかにも、「共和国のロマンス」は、妹を養女として育てたディレイノ夫人 (未亡人) と妹の関係性<sup>17</sup>や **Gerald** (本当は **octoroon** との子ども) と **George** のその後など、奴隷

<sup>16</sup> 1/8 白人だった姉妹は、肌の色で差別されることもなく、見た目は白人そのものであった。

<sup>17</sup> ディレイノ夫人は、妹が莊園所有者の農園から脱出するのを手助けし、最終的には自分の子どもとして受け入れた。この姉妹は、黒人のような肌色をしていたわけではないので、ディレイノ

制度とアメリカ社会、肌の色や血筋よりも育った環境の重要性を描いた。

その他、アメリカにおける女性の参政権に関する議論は、エノレア・フレクスナー (Eleanor Flexner) による「一世紀の闘争—アメリカの女性の権利運動<sup>18</sup>」(Century of Struggle: Woman's Rights Movement in the United States, )にて分析されている。フレクスナーは、これまで女性たちが軽視されてきたが、社会の変化の中に女性の活躍があったと説明した。前述したグリムケ姉妹が演説を行ったセネカ・フォールズ会議は、「アメリカ平等権協会」(The American Equal Rights Association)<sup>19</sup>の創始者となったルクレチア・モット夫人 (Lucretia Mott) や参政権運動のリーダーとなったエリザベス・ケイディ・スタントン (Elizabeth Cady Stanton)<sup>20</sup> だが、本来は男性しか参加が許されていなかった世界奴隷制反対会議 (1840 World Anti-Slavery Convention 於：ロンドン) にアメリカ代表として出席した帰結であるとされている (Flexner1996, ch.5)。こうした先人たちの努力の結晶として、女性の選挙権が認められたが、フレクスナーは、女性の参政権が認められた背景として、第一次世界大戦 (1917-1918) があるとしている。具体的には、女性が第一次世界大戦に参加していた男性たちの代わりや軍需産業

や公職、政府組織などで働いてきたことで、女性の労働に関する権利の検討が必要になったこと、また、女性が政府組織などで働くことにより、女性の政治参加に関する議論が必要になったと推察している (Flexner 1996, pp.280-281)。

奴隷制度解放宣言の後押しもあり、アメリカでは「共和国のロマンス」が出版される前から、妻や女性が夫や父から保護される対象でなく、同様の教育を享受できるような議論が行われていたことから、女性の政治への参加—参政権が認められるなど、活発に働いたとされる。具体的には、1869年にワイオミング州で初めて女性の選挙権が認められ、その後、1919年5月20日に女性参政権修正法案が可決され、アメリカでは女性の政治参加が認められるに至った。

日本におけるフェミニズム運動の発端は、既知のとおり、平塚らいてう (1911)「元始、女性は太陽であった」にて、女性は元々太陽のように自らで輝ける存在であるのにも関わらず、男性の付属物と捉えられ、自ら光り輝くことができない存在へと変貌している様を描いたことから始まるとされている。

---

夫人が奴隷制度廃止運動に批判的だったが、受け入れられることができたと推察される。のちにダイレイノ夫人は、妹が octoroon と知ったが、彼女自身の魅力が上回り、そのことを知っても態度を変えることはなく、むしろ反奴隷制度廃止運動に賛同するようになる。ダイレイノ夫人の周りには、それを受け入れることはなかった。

<sup>18</sup> 杉田雅子 (2010) による翻訳。

<sup>19</sup> 1866年に結成された協会。協会の目的は「人種、肌の色、性別に関係なく、すべてのアメリカ市民に平等な権利、特に参政権を確保すること」(Stanton, Anthony and Gage 1861-1876, p173)であった。

<sup>20</sup> 夫は共和党の共同創設者のヘンリー・ブリュースター・スタントン (Henry Brewster Stanton) であり、いとこのゲリット・スミス (Gerrit Smith) とともに奴隷制度廃止運動に積極的であった。



## 2-2. ウーマン・リブに始まる社会運動— 第二次フェミニズム

啓蒙思想から始まる女性の社会権をめぐる社会運動の成果として、女性の参政権が認められるなど女性の社会権が定着したのち、女性の自由権をめぐる社会運動—ウーマン・リブ（女性解放運動）<sup>21</sup>がはじまった。ここで述べる「解放」とは、本稿では自由権をめぐると表現したが、有賀（2011, 47-52 頁）は、リベラリズムの思想<sup>22</sup>が政治や経済に取り込まれるのに対し、家庭に適用されないことに対する批判から発せられた、現代リベラリズムへの批判であると説明する。公私区分があることの疑義がなかったことについては、古典的リベラリズムの見地から平等の権利について擁護していた J. S. ミルも「女性が結婚する場合には、…家政と育児とを自己の第一の任務として選んだものと解するのが当然である」（Mill 1869, 110 頁）と述べたことから、いわゆる女性の役割は決まっておき、その面で女性は「解放」されていなかったと推察できる。

ウーマン・リブが始まった背景として、黒人等の少数民族の権利を求める運動や、公民権運動が全国的規模で展開されると同時に、ベトナム反戦運動、学生運動、労働者運動なども合流し、伝統からの解放、性の自由化をめぐる運動へと変容していったとされている。女性の社会権をめぐる運動（第一次フ

ェミニズム）を通じて、女性は権利を勝ち取ったと思っていたが、1960年代の女性たちはその平等には「性差別」<sup>23</sup>が含まれているということに気づいたことに始まるとされる（瀧川・宇佐美・大屋 2014, 318-319 頁）。当時、リベラリズムの思想下で、男女の法的・政治的平等については保障するが、経済的平等や表現の自由、また家庭内の不平等については干渉しなかった（森 1994, 197 頁）。これは、ヘーゲルやロック（Kymlicka 1990, p.250）の「国家」と「市民社会」の区分にもあるとおり、社会＝「私的領域」であり、「自由」である（Okin 1991, p.117）ことから、「私的領域」＝「不可侵の聖域」と認識されてきたからである（有賀 2011, 48-49 頁）。本節では、不可侵とされてきた「私的領域」へ干渉することに至った経緯などについて触れる。

ウーマン・リブの始まりは、シモーヌ・ボーヴォワール（Simone de Beauvoir）の「第二の性」（Le Deuxieme Sexe, 1949）であると言われている。フランスでは、フランス革命を経て、人権宣言（人間と市民の権利の宣言）が採択されたが、1791年憲法にて、「人間」とは「男性」のことであるとしたことに、オランプ・ド・グージュ（Olympe de Gouges）<sup>24</sup>が抗議し、「女性および女性市民の権利宣言」（Declaration of the Rights of Woman and of the Female Citizen）を発表するなど、

<sup>21</sup> ウーマン・リブは、1960年代後半から1970年代にかけて起きた女性解放を求めた社会運動である。

<sup>22</sup> ここで述べるリベラリズムの思想とは、ホブズやロックといった古典的リベラリズムではなく、「平等の問題をめぐる古典的リベラリズムの現代的再構成を試みるジョン・ロールズ以降の現代リベラリズム」（有賀, 43 頁, 2011）と限定している。

<sup>23</sup> 「性差別」とは、ポルノグラフィティ等の文化的性支配や家庭内暴力（DV）が含まれる。

<sup>24</sup> グージュは、人権主権を侵害する権力の復活を意図する著作があるとして、革命裁判所にて死刑に処された。

女性が男性と同じ権利を獲得することを目標に活動していた国の一つである。女性の参政権を含めた女性解放を訴える社会運動は、フランスでも多く起こったと言われており、女性の参政権をめぐる法案や女性の投票権を認める法案は幾度も国会に提出されたものの、元老院により却下されることが多く、フランスにおける女性参政権が認められたのは、第二次世界大戦後の1946年になってからのことであった。女性参政権が認められるようになったのちに出版された「第二の性」は、女性について「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」と表現し、女性が男性より劣っていると考えられていることについて分析を行った。この際、ジャン・ポール・サルトル (Jean-Paul Charles Aymard Sartre) の実存主義哲学をもとに、「人間」(この場合、男性)が主体性を獲得するために、他者(女性)を自分より劣ったものとして見下すこととして、自分の所有とするとした (Beauvoir 1949, I31/33)。また、女性の「実存」については、「彼女たちは自分の実存を自分の内在性のただなかで正当化しようと試みる。つまり、内在の中で超越を実現しようと試みる。それは自由を奪われた女が国を栄光の天に、隷属状態を至高の自由に変えようとする究極の一時に滑稽な、しばしば悲壮な一努力である」(Beauvoir 1949, II 516)と述べる。当然、ボーヴォワールの議論は、賛否を巻き起こしたが、

「女性の解放」について検討するにはうってつけの題材であったとされる。

その後、アメリカのベティ・フリーダン (Betty Friedan) は、1963年に出版した「新しい女性の創造」(The Feminine Mystique)にて、教育を受けた女性が家庭におさまり、何の疑問も持たずに家事や育児をおこなっている姿について「得体の知れない病」を患っていると表現した。「新しい女性の創造」は、彼女の大学時代の友人(女性)の姿から、いまだに女性の役割=家事・育児と固定されていることに疑問をもち、社会学的検証をおこなった結果をもとに執筆したものである。こうした「女性の役割」に焦点を当てた「新しい女性の創造」は、アメリカのウーマン・リブ運動の発端となり、フリーダンは、女性の地位に関する活動に従事することとなった<sup>25</sup>が、アメリカ国内では、女性の政治参加率(女性議員の少なさ)について議論が巻き起こったようである<sup>26</sup>(相内真子 1997, 44頁)。女性を含めた少数派の意見を取り入れることから、ケネディ大統領は積極的是正措置 (affirmative action/ positive discrimination) を採用した経緯と合致すると推察される(田中 2011, 431頁)。フリーダンは初代代表に就任した「全米女性機構」(National Organization for Women: NOW) は、1966年に組織の目的を「女性が男性との真に対等なパートナーシップのもと、すべての特権と責任を行使し、今日のアメリカ社会の主流に完全に参

<sup>25</sup> ケネディ大統領 ( ) が「女性の地位に関する大統領諮問委員会」(PCSW) を発足するなどして、女性の地位向上に努めたが、1964年に成立した公民権法第7編(性差別禁止条項)を政府機関の「雇用平等委員会」(EEOC) が軽視するなどしたため、新たな「全米女性機構」(NOW) が設立された。フリーダンは、NOW 初代代表として選出された。

<sup>26</sup> 相内 (1997) によると、1980年代ごろに「女性と政治」についての分野が加えられるなど、「なぜ女性が政治の世界に少ないのか」「どうしたら女性が政治の世界に参加できるのか」「女性が政治の世界に増えるとどうなるのか」といった研究がなされてきた。

加できるようにするために行動を起こすこと」(NOW website: accessed on 14 November 2022)とし、中核的な問題は「中絶と生殖医療サービスの利用 (Reproductive Rights and Justice)」「女性に対する暴力の終焉 (Ending Violence Against Women)」「憲法上の平等 (Constitutional Equality)」「多様性の促進 (Racial Justice)」「レズビアン権利 (LGBTQIA+ Rights)」「経済的公正 (Economic Justice)」としている (*ibid*)。

フリーダンをはじめとする NOW の働きにより、アメリカでは女性の解放が促進されたと言われている。「性差別」といった課題は、21世紀以降も続いており、例えば「#MeToo」といったセクハラや性的暴行の被害を訴える(「私も」被害者であるという共有の意味を含めた)運動が巻き起こるほどである。

### 2-3. 現代フェミニズム

こうした女性の社会権や自由権をめぐる議論を経て、さまざまな法制度が確立されてきた。たとえば、日本では男女雇用機会均等法(1972年)をはじめとする「男女平等」を目指した制度的改革が行われてきた。フェミニズムという言葉はもう古いものであるという認識がある一方で、フェミニズムという「平等」を求める考え方は、今日では現代フェミニズム(*contemporary feminism*)という名前で続いている<sup>27</sup>。そこで、本節は、現代フェミニズムの運動と従前のものの比較を行い、現代フェミニズムについていくつか紹介する。

第一次・第二次フェミニズムを通じて、平等や自由について検討することが増えたことがきっかけとなり、フェミニズム思想は大きく分けて3つに分類されたと言われている。まず、「男女の<同一性に基づく平等>を主張するリベラル・フェミニズム (*Liberal Feminism*) は、男女問わず個人の自由や平等を尊重するという考え方である(瀧川・宇佐美・大屋 2014, 319頁)。次に、女性が担ってきた社会的役割は、これまであまり良い評価を得られなかったが、「女性らしさ」などを再評価するというカルチュラル・フェミニズム (*Cultural Feminism*) は、ケア(ワーク)などの面で用いられてきた (*Carol Gilligan*=岩男寿美子訳 1986; *Kymlicka* 2002, pp. 398-420; 有賀 2011)。最後は、キャサリン・A・マッキノン (*Catharine A. MacKinnon*) らによって展開されたラディカル・フェミニズム (*Radical Feminism*) である。ラディカル・フェミニズムは、リベラル・フェミニズムより、性別による分断を重視し、女性が男性によって抑圧されているのだから、女性が声を上げて自らの地位を向上していくようにすべきという考え方であった。特に、「私的領域」において、女性が男性に抑圧されているとし、「私的領域」こそ男女差別の根源であると主張する見解を示したとしている(田中 2011, 432頁)。ラディカル・フェミニズムは、女性の意見が強くなりすぎて、過剰になりすぎるという欠点があると指摘する見方も存在する(瀧川・宇佐美・大屋 2014, 321頁)。しかし、

<sup>27</sup> 本稿で扱うニーナ・パワーが、現代フェミニズム (*contemporary feminism*) という表現を用いるため、本稿では同様に「現代フェミニズム」として表現するが、(少なくとも日本の) 論文ではウーマン・リブに始まる社会運動を「現代フェミニズム」と、本稿で「現代フェミニズム」として扱うものは「ポストフェミニズム」と表している。

いずれも第一次・第二次フェミニズムと比べると、目的などが明確ではないことが明らかである。

こうしたウーマン・リブ以降の現代フェミニズムについて、イギリスの哲学者であるニーナ・パワー (Nina Power)<sup>28</sup>は、現代フェミニズムについて批評した *One Dimensional Woman* (執筆者訳「一次元的女性」) という書籍を出版した。「*One Dimensional Woman*」は、1964年のハーベルト・マルクーゼ (Herbert Marcuse) の *One Dimensional Man* (= 生松敬三他訳「一次元的人間」)<sup>29</sup>から採用し、マルクーゼの消費主義を「女性化」したとするエレン・ウィルス (Ellen Willis) の批判と共に、マルクーゼの「一次元的人間」は、当時 (第二次フェミニズム期) の時代背景をもとに検討した結果、多くの女性が消費至上主義のもとで搾取されている状態が続いていると述べる (Power 2013)。

パワーは、アラン・ミラー氏 (Jacques-Alain Miller)<sup>30</sup>が「ポスト・フェミニスト」として挙げたサラ・ペイリン (Sarah Louise Palin)<sup>31</sup>を例に現代フェミニズムについて説明する。フェミニストは、①男性を模範する女性、②女性の選択権を支持し、あらゆる人生の歩みにおいて平等のために戦う人、③ペイリンのように、母親であり政治家であるといった、従前はどちらかしか得ること

ができなかった立場を両方とも獲得した人の3パターンであると説明する (Power 2009, pp. 7-9)。ただ、ペイリンも含めた共和党は、ブッシュ (George W Bush Jr.) が大統領だった頃から、「フェミニズム」への理解を示す一方で、アフガニスタン侵攻の理由に「女性の解放」をあげたり、就任初日に中絶やカウンセリングを提供する国際的機関への資金提供を停止したりと、「フェミニズム」という言葉を乱用してきた (*ibid*, p.8)。このことだけでも、パワーは「フェミニズム」という言葉の使用を放棄すべきだと考えるが、他にも、昨今の消費至上主義をもとに、「現代フェミニズム」といった「フェミニズム」という言葉で表現することを放棄すべきだと主張する。たとえば、広告に使用される女性は若くて綺麗なモデルであり、そのようなモデルは背が高く細い人が多く採用される (*Ibid*, p.22)。また、「仕事ができる女性」像は、ブランドの靴や服を身に纏い、高く細いヒールを履き、綺麗に化粧をして、男性に媚びているというイメージが出来上がっている (*ibid*, p.21)。こうしたモデルの女性は、使い捨てのように消費されることが多い。パワーは、女性像を描いた作品として、セックス・アンド・ザ・シティの映画を例に挙げるなどし、たとえば、女性

<sup>28</sup> ニーナ・パワーは、戦後フランス哲学におけるヒューマニズムと反ヒューマニズムをテーマに、ミドルセックス大学で博士号 (哲学) を取得し、ローハンブトン大学で哲学の上級講師を務めたほか、ミドルセックス大学、オーピントン大学、ロンドン・カレッジ・オブ・コミュニケーション、モーリー・カレッジ等で教鞭をとった。また、ロイヤル・カレッジ・オブ・アートでアートとデザインの批評文の講師を務め、王立芸術協会フェロー、英国哲学協会会員でもある。

<sup>29</sup> マルクーゼは、現代の主体が、資本主義社会の自由で幸福な個人ではなく、技術的支配の幻想的な自由のもとでの労働であると説明し、現代イデオロギーの性質と範囲を分析しようと試みた結果、*One Dimensional Man* を執筆した。

<sup>30</sup> フランスのラカン派精神分析家 (パワーは part-time moralist と表現)。

<sup>31</sup> 2008年アメリカ大統領選挙の際、共和党候補であるジョン・マケイン (John Sidney McCain III) に副大統領候補の指名を受けた。

は男性との関係についてのみ話す存在として登場していると説明する (*ibid*, p.42)。こうした現象は、日本でも類似の恋愛ドラマや映画の作品などが数多く存在し、イメージ像をもとに「仕事ができる女性」や「恋する(恋しか考えられない)女性」が主人公として出ている。こうした「女性像」がメディアに出現し、「女性像」を作り出すが、パワーは、現実にはめて検討する一メディアで広告塔として出てくる「女性像」のような人間は存在しないのではないかと問う。*(ibid)*。もちろん、綺麗な服を身に纏い、ブランドの靴を持つ女性は、男性に比べて多いかも知れない。しかし、それは男性に対する見栄や他の女性に対する牽制などではなく、その女性自身の趣向によるものであると説明できるのではないか。パワーは、こうした歪んだ「女性像」は、消費至上主義が生んだものであると説明する (*ibid*)。

一方、日本では、ツイッターで「#KuToo」<sup>32</sup>と呼ばれる、女性が職場でヒールのある靴を履かなければいけないという(暗黙の)制約に対して異議を申し立て、社会運動になった事例が存在する。その他、社会生活を営む上で、「女性」は化粧をしなければいけないといった(暗黙の)制約があると主張する事例もある。こうした事例から考察すると、日本については、「女性らしさ」や「男性らしさ」といった性別によって求められる振る舞いからの「解放」という観念が残っているのかもしれない。しかし、一方で、こうした

「#KuToo」運動を起こした人たちが、パワーが述べるところの女性もしくは男性自身の趣向で、たとえばヒールのある靴を履くことや化粧をすることについて一定の理解を示しているかどうかについては定かではない。

パワーは、従来のフェミニズムとは、女性が19世紀後半から20世紀前半(第一次フェミニズム)と、1980年代に基本的人権—自由権や社会権—の保障を求めた社会運動(第二次フェミニズム)であると解する。つまり、第一次・第二次フェミニズムは、これまで見てきたように、女性の財産(相続)や男性から所有されるといふ考え方からの「解放」や、職業選択の「自由」といった女性自身の幸福を目指すものであるとする一方、現代フェミニズムが何を指しているのか不明瞭であり、むしろ乱用されていると主張するため、フェミニズムという括りを放棄すべきではないかと主張する。

ここまで、フェミニズムが辿ってきた系譜について大まかに振り返ってきたが、ここで、フェミニズムの元来の意味から—パワーの言うところの「フェミニズム」を乱用せず—に一戦争に関する正義(正義論)について検討していきたいと考える。

### 3. 戦争の法哲学—フェミニズムから読み解く正義論

正義論は、前述したように古典的正義論の一つである。キケロが「義務について」(*De Officiis*)で、戦争について論じた<sup>33</sup>ことを皮切りに、アリストテレスなど古代哲学者たちによって、

<sup>32</sup> 「#KuToo」は、前述したアメリカでセクハラや性被害を訴える「#MeToo」をもとに名付けられた社会運動であり、ヒールのある「靴」を履くことへの「苦痛」を訴えたものである。

<sup>33</sup> キケロは、基本的に戦争を好んでおらず、好戦的な人や好戦的愛国主義者について批判的な立場をとり、話し合いこそが人間にふさわしい解決策だとしているが、論争が不可能な場合は武力

話し合いが通じない相手に対する防衛手段としての武力行使の正当性について議論が展開されてきた。こうした議論は、中世から近代、現代まで続けられた<sup>34</sup>。現代ではジョン・ロールズ<sup>35</sup>やマイケル・ウォルツァー (Michael Walzer)<sup>36</sup>らが、「正しい」武力行使とは何かについて論じている。前述したとおり、古典的リベラリズムをもとにした現代リベラリズムは、一見、自由や平等をもとにしているように見えるが、家庭における女性の自然的従属や、女性が家庭責任を負うことの根拠といった政治ではない部分 (私的領域) について軽視されているという指摘がある (有賀 2011, 52 頁) ように、欠点があると推認される。一方で、パワーによると、ブッシュがアフガニスタン戦争の正当化根拠の一つとして、アフガニスタン女性の解放、つまり、イスラム教によって束縛されている女性の解放—をあげている (Power 2009, p.8) ように、フェミニズムという思想は、自由と平等という観点であれば、戦争の正当化事由となりうるかと推認できるわけである。それでは、「正統な」フェミニズムの思想で分析する正戦論とはどのようなものなのだろうか。

これまでフェミニズムの系譜を辿ってきたところによると、フェミニズムは形式的のみでなく実質的にも「人間

を差別しない—自由と平等が享受されている社会である。その点で観ると、ロールズの万民の法を遵守している民衆であるということができよう<sup>37</sup>。フェミニズム=「非暴力」であると考えられることができ、絶対的平和主義であるからして、正戦論—つまり、戦争の正当化事由となりうる場面は存在しないと検討する人もいる。しかし、万民の法を参照する限り、自由と平等を尊重しているからといって、闘争が起きないとは限らないのではないだろうか。大越愛子 (1996, 190 頁) は、「性暴力は、現代フェミニズムの緊急テーマである」とし、それが故にフェミニズムは絶対的平和主義の原理のひとつとして捉えることができるのではないかという。たしかに、第一次フェミニズムの時代であれば、性暴力被害にあった女性は、相手に対して DV 被害の訴えを公的に行うことは難しかったかもしれない (2-2 参照)。しかし、第二次フェミニズムの系譜をたどり、性暴力を含めた性被害や性差別については、女性が男性に隷属しているわけではない=女性が「自由」や「平等」を享受しているため、性被害や性差別に遭わないという原理から外れることになる。つまり、性被害を加える相手は、ロールズが述べるところの万民の法を遵守できない人であると言えるであろう。

を用いて解決しなければいけないとしている (*De Officiis* I, 11, 34-35)。

<sup>34</sup> 議論の歴史的流れについては、拙稿 (2019) 「A Consideration of Japan's Participation in International Military Operations: Elaborating the Normative Principles of Just War Theory」 Chapter 2 他、宗岡宏之 (2018) 「正戦論の起源—世界政治における強さと優しさ—」 参照。

<sup>35</sup> ジョン・ロールズ=中山竜一訳 (2006) 「万民の法」 参照

<sup>36</sup> マイケル・ウォルツァー=萩原能久訳 (2008) 「正しい戦争と不正な戦争」 参照

<sup>37</sup> 万民の法の原理として、「各国民衆は平等であり、拘束力を有する取り決めの当事者となる」や「各国民衆は諸々の人権を尊重しなければならない」とあるため、今日の国際社会では、男性や女性、人種に関わらず、万民の法を遵守している人=フェミニズムの価値観を共有している人と解することができる。

小括すると、ロールズやウォルツァーをはじめとする今日の正戦論者たちは、「政府」という「公的領域」をもとに検討するが、無辜の市民の保護が重要だと述べるのであれば、「私的領域」で文民がどのような現状であるかに目を向ける必要があるのではないだろうか。正戦論の区分における「戦争の正当な原因の追求 (*jus ad bellum*)」については、国家といった「公的領域」がある程度、決定する必要があるであろうが、「戦闘中における害的手段の規制 (*jus in bello*)」や「戦争終結と平和協定の正義 (*jus post bellum*)」については、「私的領域」が関わる部分であると推測される。たとえば、大越がいうところの「性暴力」などの性被害は *jus in bello* の期間に起こりうることであり、無辜の市民は、戦争中であるから性被害に遭遇しても我慢しなければならないということはないはずではなからうか。それ以外にも、戦争後の復興に関する場面 (*jus post bellum*) において、たとえば敗戦国の復興に関して、勝戦国はロールズの述べるところの「万民の法」に依拠する程度で、植民地にするなどしてはいけないといった「公的領域」の原則がある一方で、敗戦国の文民たち個々の人権を保護しなければならない。文民が、いわゆる健康で文化的な最低限度の生活を送れるように、勝戦国の復興部隊は配慮する必要がある。また、その際に、決して敗戦国の文民らを奴隷のように、また消費主義の思想のように、利用してはならないのである。

このようにロールズやウォルツァーが「公的領域」に配慮して構築してきた正戦論に、フェミニズムの思想は「私的領域」を加えることによって、真の、

文民の人権保護を目的とした正戦論が展開できるのではないだろうか。

#### 4. おわりに

本稿は、フェミニズムから正義について再考し、正義の観点から戦争の法哲学について再検討すべきであると指摘したものである。

フェミニズムの系譜を通じて、ホブズやロックの啓蒙思想を通じて、イギリスでは市民法の相続や所有を焦点に第一次フェミニズムという社会運動がはじまったとされている。本稿では、第一次フェミニズムの背景を象徴する文学を中心に紹介することによって、第一次フェミニズムの系譜を検証した。結果として、奴隷制度廃止から女性の自由や平等の獲得に成功したものの、それはあくまで「公的領域」のものであり、私生活などの「私的領域」、つまり、DVや性暴力といった性差別に関しては不干涉であった。啓蒙主義への理解が深まるにつれて、この「私的領域」への不干涉に対する不満から第二次フェミニズムという社会運動が始まったとされている。

結果として、「私的領域」においても白人男性であろうが、有色男性であろうが、女性であろうが、平等と自由の権利を享受できるような動きになったとされる。この社会運動は、今日までも続いており、とりわけ性被害を訴える女性は後を立たない。

一方で、現代フェミニズム—第二次フェミニズム以降のフェミニズムについては、批判的意見が多い。ニーナ・パワーによると、現代フェミニズムは消費至上主義であると分析する。

こうしたフェミニズムの系譜を分析し、本稿では、現代正義論—とりわけ、

本稿では正戦論—に検討すべき点があったことを指摘する。それは拙稿(2019)でも指摘したところではあるが、正戦論を議論する上で、いわゆる「私的領域」への検討が少ないことである。また、パワーがフェミニズムを消費至上主義と分析したように、武力行使の正当事由として、フェミニズム的思想が用いられていることも事実である。本稿では、そうした点を指摘し、フェミニズムが民衆の支持を集める手段に用いられることなく、国際社会の平和と安定が目指せるように、今後の正戦論のさらなる発展に寄与していきたいと考えている。



参考文献

- 相内真子『アメリカ合衆国における「女性と政治」研究：政策決定過程とジェンダー』『女性学』5号40-63頁, 1997年
- 有賀美和子「フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために」勁草書房, 2011年
- 浅見公子『イギリスにおける妻の財産法上の地位（一）』『北大法学論集』12巻3号, 120-178頁, 1962年
- Beauvoir., Simone de *Le Deuxieme Sexe* 1949年
- バーク・エドモンド=半澤孝麿訳「フランス革命の省察」2020年
- Child, Lydia Maria *An Appeal in Favor of That Class of Americans Called Africans*. 1834年
- Child, Lydia Maria, *A Romance of Republic*, 1867年
- Cicero., *De Officiis*
- Dacey, A.V. *Law and Public Opinion in England*, 2<sup>nd</sup> Ed.; Macmillan, London, 1962年
- Engels, Friedrich *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, 1884年
- Flexner, Eleanor=杉田雅子「一世紀の闘争：アメリカ合衆国の女性の権利運動」
- Friedan., Betty=三浦富美子訳「新しい女性の創造」大和書房, 1963年
- Gilligan., Carol=岩男寿美子訳「もうひとつの声—男女の道德感のちがいと女性のアイデンティティ」川島書店, 1986年
- Gouges., Olympe de *Declaration of the Rights of Woman and of the Female Citizen*
- Grimke, Angelica *An Appeal to the Women of the Nominally Free Status*, Seneca Falls Convention, 1837年5月
- 平塚らいてう「青鞥」1911年
- Kymlicka., W. *Contemporary Political Philosophy*, Oxford: Oxford University Press, 1990年
- Marcuse., Herbert=生松敬三他訳「一次元的人間」河出書房新社, 1980年
- Mill., John Stuart *The Subjection of Women*, 1869年
- Mill., John Stuart=朱牟田夏雄「ミル自伝」岩波書店, 1960年
- Miller., David=富沢克・伊藤泰彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳「国際正義とは何か—グローバル化とネーションとしての責任」風光社, 2011年
- 三田地宜子『イギリスにおける生存配偶者の相続権』『Artes Liberales』岩手大学教養学部, 56-61頁, 1966年
- 森政稔『政治思想氏のフェミニスト的解釈によせて』原ひろ子ほか編「ジェンダー：ライブラリ相関社会科学2」新世社, 1994年
- National Organization for Women (NOW)
- Okin., Suzan M. *Gender, the Public and the Private* Held D. (ed), *Political Theory Today*, Cambridge; Policy Press
- 大越愛子「闘争するフェミニズムへ」未来社, 1996年
- 大越愛子「フェミニズム入門」ちくま書籍, 1996年
- Power., Nina *One Dimensional Woman*, Winchester; zero books, 2009年

- Power., Nina *Marcuse and Feminism Revisited*, *Radical Philosophy Review* 16( 1 ): pp. 73-79, 2013 年
- Rawls., John = 川本隆史・福間聡・神島裕子訳「正義論」紀伊國屋書店, 2010 年
- Rawls., John = 中山竜一訳「万民の法」岩波書店 2006 年
- 杉田雅子『エレノア・フレクスナー著「一世紀の闘争：アメリカ合衆国の女性の権利運動」における女性の力と社会の変革』「群馬パース大学紀要」第 10 号 3-16 頁 2010 年 9 月
- Suzuki., Minami *A Consideration of Japan's Participation in International Military Operations: Elaborating the Normative Principles of Just War Theory*, 東北大学・University of Sheffield, 2019 年
- 瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕「法哲学」有斐閣 2014 年
- 田中成明「現代法理学」有斐閣 2011 年
- 上野和子『リディア・M・チャイルド「共和国ロマンス」論—ゴシック・ロマンス、その皮膚と血と—』「學苑」846 卷 61-73 頁, 2011 年
- 鶴川馨『イギリス 18 世紀の地主家族における女性と財産』「比較家族史研究」第 6 号 109-118 頁, 1991 年
- ウルストンクラフト・メアリ = 清水和子・後藤浩子・梅垣千尋訳「人間の権利の擁護／娘たちの教育について」京都大学学術出版会, 2020 年
- Walzer., Michael = 萩原能久訳「正しい戦争と不正な戦争」風行社, 2008 年
- 谷中寿子『グリムケ姉妹—アメリカ奴隷制度運動から生まれた女権運動』「東洋女子短大紀要」15 号 59-71 頁, 1983 年

# A Critique of Just War Theory

## From the Perspective of Feminism

Minami Suzuki

Assistant Professor

Graduate School of Law, Tohoku University

minami.suzuki.b4@tohoku.ac.jp

### Abstract

The previous work “A Consideration of Japan’s Participation in International Military Operations: Elaborating the Normative Principles of Just War Theory” reviewed the history of Just War Theory. Cicero, for instance, focuses on individual people to live well; therefore, the Just War Theory is possibly developed on private sector. As time passes, the Just War Theory has focuses on the condition for states to take military actions, which means that it has paid more attention on public realm than individual people although the idea of the Just War Theory keep the necessity of protecting human rights as principle.

Lacking the consideration on individual people, this article introduces the idea of feminism, which was believed to developed based on the idea of Enlightenment and the critique of Liberalism, so that we might be able to find a way to develop a new idea paying attention to more on protecting individual human rights.